

令和3年（行ウ）第11号 日立市産業廃棄物処分場周辺道路整備事業費支出
差止請求住民訴訟事件

原告 荒川 照明 外4名

被告 茨城県知事 大井川 和彦

意見陳述書

2023（令和5）年12月21日

水戸地方裁判所民事第2部合議A係 御 中

原告ら訴訟代理人弁護士 安 江 祐
外

第1 被告の準備書面（4）への反論

原告らの第7準備書面に基づいて、その内容の要旨を陳述します。

この書面では、まず被告準備書面（4）への反論を行い、本年9月に発生した台風13号による被害に基づいた主張を行っております。

まず、被告準備書面（4）への反論として、主なものをご説明します。

- 1 第1に、被告は、令和5年3月に、施設の基本設計の作成業務を完了したが、安全性を第一に考え、変更を行っていると主張し、証拠として乙78号証を提出しました。

しかし、乙78号証は、浸出水の調整槽の容量や防災調整池の容量の算出根拠等が記載されておらず、安全性を裏付けるための資料として不十分です。

また、本年9月8日、台風13号により日立市において記録された1時

間の降雨量が本件候補地に降った場合、被告の計画による浸出水処理施設の能力をはるかに超える浸出水が発生することになります。また、同量の雨量が3時間半継続して降った場合には、浸出水処理施設の調整槽の容量をも超えてしまうことになります。

さらに、被告の計画に基づく防災調整池の容量では、水防法に基づいて定められた1時間153mmという降雨強度に基づく計算を行った場合、わずか25分程度で溢れてしまうことになります。

このように、被告の基本計画において示された浸出水処理施設や防災調整池の能力は、水防法に基づく水防の観点を全く欠いており、水防との間での整合性がないものです。

- 2 第2に、被告は、改正後の水防法においても、洪水浸水想定区域としての指定対象は、一級河川又は二級河川に指定されていることが前提となっている旨主張します。

しかし、令和3年に行なわれた水防法の改正は、近年、気候変動の影響により全国各地で水災害が激甚化・頻発化し、今後も降水量がさらに増大すること等が懸念されていることに鑑みて、流域治水の考え方に則り、一級河川や二級河川の支川のうち河川指定がなされていない河川であっても、浸水想定区域の指定対象に追加して、水害リスク情報の空白地帯の解消を目指すべきである、という趣旨の下になされたものです。そのような趣旨を踏まえて、原告らは、本件処分場予定地は、洪水浸水区域に準じた考慮が必要である、と主張しております。被告の主張は、このような原告らの主張に噛み合ったものではありません。

- 3 第3に、被告は、一次スクリーニングにおいて、法令による規制状況等によるスクリーニングを行ったが、これは文献調査等により客観的に把握できるものを選定項目としたものであるなどと主張します。

しかし、被告の一次スクリーニングは、「法令による規制状況等」と記載

されていますが、その中に、「法令上の規制区域(土地利用計画、自然環境保全、防災面)」「立地上の制約区域(地形・地質、浸水・地盤沈下等)」と書かれています。スクリーニングの対象は、法令上の規制だけではなく、実質的な立地上の制約区域も含まれることは明らかです。

そのうえ、本件処分場予定地が浸水想定区域に該当するかなどということは、県民の生命・健康・財産の侵害に直結することですので、それらを守る上では、文献調査にとどまらず、実態的な調査・考慮をしなければならぬともいえます。

- 4 第4に、被告は、本件処分場予定地に唐津沢という河川は存在しないなどと主張しています。

しかし、被告が提出した日立セメント株式会社作成の書証添付の地図に、河川名が書かれているほか、その川筋が青く明記されています。別のページには、「鉾山東側の久保林道沿いに沢があり、現在は鉾山道路脇を流れています」と記載されております。

また、本件処分場予定地に河川があり、その河川が「唐澤」という名称であったことは、国土地理院が作成した地形図にも記載されています。

このような資料の記載からして、唐津沢が存在したことは明らかです。

- 5 第5に、原告らが、本件処分場予定地の集水面積を118.30haであると主張しているのに対し、被告は、本件処分場予定地の整備後においては、新設道路によって東西に分割される、などという主張をしています。

しかし、被告の主張は、上記新設道路に沿って整備されるという側溝の幅や深さ、大雨や鉄砲水が発生した場合の耐性等の基本的な数値の裏付けや計画内容に関する資料が伴わない主張に留まります。

そもそも、本件処分場計画は、開発行為に他ならないところ、被告が作成した「開発行為の技術基準」には、開発行為を行う場合の排水については、「計画排水区域は、雨水については開発区域を含む地形上の流域とし、汚水

については開発区域とする」と定めています。、被告は、被告自ら定めた基準を遵守すべきです。

- 6 第6に、被告は、本件処分場予定地の湛水は、単に雨水が溜まっているだけであり、洪水調節の機能を果たしていないなどと主張しています。

本件処分場予定地は、現状、掘削された個所に水が溜まって湖のような状況となっています。原告らはこれを唐津沢湖と呼んでいます。この唐津沢湖は、この湖面に降った雨のみならず、周辺の斜面や、唐津沢の上流部分に降った雨も貯水しています。唐津沢湖は、このように、洪水調節機能を事実上果たしているものと言えます。

- 7 第7に、被告は、防災調整池の許容放流量について、鮎川の流下能力18.437 m³/sに対して、堅実な数値を採用していると述べています。

しかし、本件で問題とされるべき放流量は、本件処分場からの放流量だけではありません。降雨時には、被告が言うところの西側流域から発生した流出水が、被告の主張に従えば、そのまま鮎川に流入することになるのですから、堅実な数値を採用すること自体、不可能なはずです。

また、「茨城県の大規模宅地開発に伴う調整池技術基準及び解説」によると、防災調整池の構造上、200年に1回ないし過去最大流量の1.2倍以上の流量を流せるだけの洪水吐きを設ける必要があるということが読み取れます。被告が本件処分場計画において採用している防災調整池の容量算定の降雨量は、被告自ら定めている基準にも反しているものです。

- 8 第8に、被告は、防災調整池の能力を論じるにあたって、水防法が想定している1時間153mmというような数値を採用すること自体が誤りである、などと主張します。

しかし、本件で問題となっているのは、本件処分場予定地が洪水浸水想定区域に該当するか、ないしは、同区域に準ずるものとして考えるべきか、ということであり、この概念は水防法上の概念ですので、洪水浸水が発生

する可能性があるかどうかは、同法上の考え方をを用いて考えるべきです。

- 9 第9に、被告は、西側流域については、土地の形状形質の変更を伴う開発を行う計画はないから、調整池技術基準は関係がないとか、西側流域から直接側溝や水路に流入する雨水が、現状以上に鮎川に大きな影響を与えるものではない、などと主張します。

しかし、西側流域の雨水が本件処分場に流入することが想定され得ることは、既に述べたとおりです。本件処分場の防災調停池の安全性を考慮に入れるならば、西側流域の雨水を処理する能力を備えることが重要です。

また、西側流域に降った雨は、現状では、その下部の水路から流れるだけではなく、唐津沢湖に流入する水もあるものと考えられます。本件処分場が建設されると、被告の計画では、このような水はなくなり、西側流域に降った雨水は全て鮎川に直接放流されることになるのですから、本件処分場計画は、鮎川に対してより深い負荷を与えることとなります。

第2 台風13号による被害

台風13号による日立市の被害を踏まえた主張についてご説明します。

- 1 2023年9月5日に発生した台風13号は、9月8日に日立市において記録的な大雨を発生させました。

日立市内では、1時間雨量が93mmないしは97mm、24時間雨量が282.5mmないしは268mmとの雨量が観測されました。

台風13号により、日立市内では種々の被害が発生しました。

- 2 第1に、鮎川流域での土砂崩れや浸水被害です。

甲28号証は、台風13号による日立市鮎川の被害状況を撮影した写真です。1ページ目には、各写真の撮影地点が記載されています。

②地点の写真から、県道37号において土砂崩れにより通行止めがされており、道路が冠水している状況が見て取れます。

⑥地点、⑦地点の写真から、鮎川流域の民家に浸水被害が発生していることが確認できます。

⑤地点、すなわち、鮎川に隣接する諏訪梅林内で流木が複数見つかったことが確認できます。鮎川が越水増水したことにより梅林内にも浸水したことによるものです。

原告らは、これまで、鮎川流域における洪水被害の危険性について主張をしておりました。このような台風13号による鮎川流域の被害状況は、その主張を裏付ける結果となりました。

3 第2に、本件処分場予定地における洪水、土砂崩落被害です。

被告は、唐津沢湖を埋め立てて本件処分場を建設しようとしているところ、台風13号により、唐津沢上流域の下流端で洪水が発生し、窪地付近で地盤の崩落が発生しました。

被害状況について、原告は、甲31号証の1及び2として、現地を撮影した写真6枚を提出しております。甲31号証の1の1ページ目は、写真撮影の方向を示します。

写真1枚目は、現地の全体を写した写真です。

2枚目は、湖から崩落の起点に向かって写した写真です。

3、4枚目は崩落の起点に接近した写真です。

5枚目は、崩落の起点側から湖に向かって写した写真です。

6枚目は、崩落した土石等を写した写真です。

地盤崩落は、最大長さ約80m、最大幅約30m、最大深さ約7mという広範囲にわたり発生したと推定されます。

このように、台風13号により、処分場予定地で洪水や地盤の崩落が発生したことが確認されました。原告らは、これまで、処分場予定地が洪水浸水想定区域の実質を有することについて主張していたところ、このような台風13号の被害状況は、その主張を現実に裏付けたのでした。

4 第3に、日上市役所における浸水被害です。

台風13号により、日上市役所近くを流れる数沢川と平沢川の合流部から越水が生じ、日上市役所本庁舎が浸水する被害が発生しました。

日上市役所本庁舎については、建設検討段階から、「建物の構造の話から始まったが、その前に、近年の雨量が異常であることから、新庁舎の後ろを流れている川からの冠水の心配はないのか。」との意見が示されていたように、近年の雨量による浸水被害を懸念する意見が提示されていました。

しかし、本庁舎建設事業では、数沢川の排水能力についての検討としては、1時間あたり50mmないしは88mmの降雨量を想定した検討をするに留まりました。その結果、検討からわずか10年のうち、台風13号にて、想定雨量を超える豪雨が発生し市役所本庁舎浸水の被害が発生したのです。日上市役所浸水は、重要施設における浸水・洪水被害を避けるためには、過去の同一地域における気象状況に基づく検討にとどまらず、豪雨による雨量を踏まえた検討が必要不可欠であることを示したのです。

そして、過去の同一地域における気象状況に基づく検討にとどまらず、豪雨による雨量を踏まえた検討を行うには、原告らが縷々主張しているように、水防法に基づき設定された基準に準拠すること合理的です。

原告らは、これまで、産業廃棄物処理施設という重要施設の候補地選定において、降雨時の洪水発生の危険性の検討をするに際しては、水防法に基づき設定された基準に準拠すべきと主張しているところ、台風13号の被害状況は、その主張を裏付ける結果となりました。

5 このように、台風13号により、日上市内では種々の被害が発生しましたところ、そのような被害状況は、奇しくも本件候補地における洪水の危険性に関する原告の主張を裏付ける結果となりました。

6 以上のとおり、準備書面の要旨を陳述します。

以上